

佐世保工業高等専門学校寮生負担経費取扱規程

(昭和61年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校学寮管理運営規則第14条第2項の規定に基づき、納付すべき光熱水料等の経費（以下「寮費」という。）及び特別寮費の額並びにその納付手続等について必要な事項を定めるものとする。

(寮費及び特別寮費の額)

第2条 寮生が納付すべき寮費及び特別寮費の額は、次の表のとおりとする

寮 費	第1学年及び第2学年の者	1人月額	10,900円
	第3学年以上の者	1人月額	11,400円
特別寮費	入寮時（再入寮を除く）	1人	2,000円

(長期休業の期間中の寮費)

第3条 9月分の寮費は徴収しない。

(月の中途の入退寮者の寮費)

第4条 月の途中で入寮又は退寮する者の寮費は、第2条に規定する寮費の月額とする。

(一時退寮者の寮費)

第5条 1月以上病気等で入院又は帰省する一時退寮者（以下「一時退寮者」という。）の寮費は、一時退寮した期間のうち、月の初日から末日まで一時退寮した月の額はこれを徴収しない。

2 月の途中で一時退寮する者又は一時退寮した者が入寮する場合の寮費の額については、第4条の規定を準用する。

(寮費の納付)

第6条 寮費は、前期分を5月26日までに、後期分を10月26日までに総務課経理係に納付しなければならない。ただし、当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、前後期の期間中途に入寮及び退寮する者並びに一時退寮者に係る寮費については、その都度速やかに納付又は還付することとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、佐世保工業高等専門学校学寮委員会の議に付すことを必要とする。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年2月5日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

2 給食費に関する取扱いについては、佐世保工業高等専門学校学寮給食業務実施細目の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月9日一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。